

障がい者計画等について

1 障がい者計画の概要

「障害者基本法」に基づき障がい者施策全般に関わる理念、基本的な方針などを定めた計画であり、「障がい者施策の基本計画」という位置づけとなるもの。

法的根拠	障害者基本法第 1 1 条第 3 項（市町村に策定義務）
計画の性格	障がい者の施策全般にわたる基本的な事項を定めるもの。 現行の計画では、4 つの基本目標のもとに 1 2 の主要課題を掲げています。
国・都道府県の計画との関係	障がい者計画は、国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本にして策定することとなります。
計画期間	法令上の定めはありません。 本市においては、平成 3 0 年度における検討結果を踏まえ、次期計画から計画期間を 6 年とすることとしています。

2 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要

「障害者総合支援法」・「児童福祉法」に基づき、障害福祉サービス及び障害児通所支援等のサービス利用の見込み等を参考に、サービス提供体制の確保等について定めるものとなります。

法的根拠	1 障がい福祉計画 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 8 8 条第 1 項 2 障がい児福祉計画 児童福祉法第 3 3 条の 2 0 （市町村に策定義務）
計画の性格	障がい（児）福祉サービスに関する 3 年間の実施計画
国・都道府県の計画との関係	国の基本指針に即して作成し、市町村障がい福祉計画を積み上げていく形で都道府県障がい福祉計画を策定
計画期間	3 年間（法定期間）

3 障がい者計画等の計画期間

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
国	第 3 次障害者基本計画			第 4 次障害者基本計画				(仮) 第 5 次				
千葉県	第 5 次障害者計画			第 6 次障害者計画			(仮) 第 7 次		(仮) 第 8 次			
本市	大網白里市障がい者計画						(仮) 第 3 期					
	第 4 期障がい福祉計画			第 5 期障がい福祉計画			(仮) 第 6 期		(仮) 第 7 期			
	第 1 期障がい児福祉計画			(仮) 第 2 期			(仮) 第 3 期					

4 障がい者計画等の位置付け

障がい福祉計画と障がい児福祉法は、それぞれの根拠法において一体のものとして作成することができることとされていること、また、これらの計画は障がい者計画との調和が保たれたものとする事が定められています。

市では、3つの計画を一体的に策定していくことを目的に、平成30年度において障がい者計画の計画期間を2年延長していることから、令和2年度末の策定を目途として、今後、策定事務を進めていくこととします。